

瀬戸市保健・医療・福祉総合調整推進会議運営規則をここに公布する。

平成25年9月25日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第31号

瀬戸市保健・医療・福祉総合調整推進会議運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、瀬戸市附属機関設置条例（平成25年瀬戸市条例第17号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、瀬戸市保健・医療・福祉総合調整推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第2条 条例第3条に規定する推進会議の担任する事務の細目については、次に掲げる事務とする。

- (1) 保健、医療及び福祉の施策の総合的な企画調整に関すること。
- (2) 保健、医療及び福祉の施策の総合的な推進に関すること。

(委員)

第3条 推進会議の委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱又は任命する。

- (1) 医療及び福祉関係者
- (2) 瀬戸保健所の代表者
- (3) 瀬戸市自治連合会連絡協議会の代表者
- (4) 瀬戸市体育協会の代表者
- (5) 副市長の職にある者
- (6) 教育部長の職にある者
- (7) 健康福祉部長の職にある者

- 2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 推進会議は、委員の半数以上の出席がなければ開催することができない。
- 3 推進会議の議事は、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事会)

第6条 推進会議に、幹事会を置く。

- 2 幹事会の担当事務は、次に掲げる事務とする。
 - (1) 保健、医療及び福祉の総合的なサービス体制の確立に関すること。
 - (2) その他保健、医療及び福祉の重要な施策の企画調整及び推進に関すること。
- 3 幹事会は、代表幹事及び副代表幹事並びに8人以内の幹事をもって組織する。
- 4 代表幹事は会長を、副代表幹事は副会長をもって充て、幹事は推進会議の委員の互選により選任する。

(専門部会)

第7条 幹事会は、その担任する事務を補助させるため、専門部会を置く。

2 専門部会の担任事務は、次に掲げる事務とする。

(1) 保健、医療及び福祉の施策に関し、専門的な見地からの企画検討、立案及び推進に関すること。

(2) その他保健、医療及び福祉の施策に係る調査、研究及び啓発に関すること。

3 専門部会は、委員10人以内をもって組織する。

4 専門部会の委員は、推進会議の委員の中から、幹事会の代表幹事が幹事会に諮って指名する。

5 専門部会に部会長及び副部会長を置き、委員の互選により選任する。

(議事録)

第8条 推進会議は、会議の終了後、速やかに議事録を作成する。

(庶務)

第9条 推進会議の庶務は、健康福祉部社会福祉課、健康福祉部高齢者福祉課、健康福祉部こども家庭課、健康福祉部健康課及び健康福祉部国保年金課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日以後最初に任命される委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。